

# ◎豊頃町地域防災計画 ～計画改定の概要～

## 1 豊頃町地域防災計画とは

豊頃町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び豊頃町防災会議条例（昭和 38 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、豊頃町防災会議が作成する計画であり、豊頃町の地域に係る防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するに当たり、防災関係機関が機能の全てをあげて、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本町防災の万全を期することを目的としている。

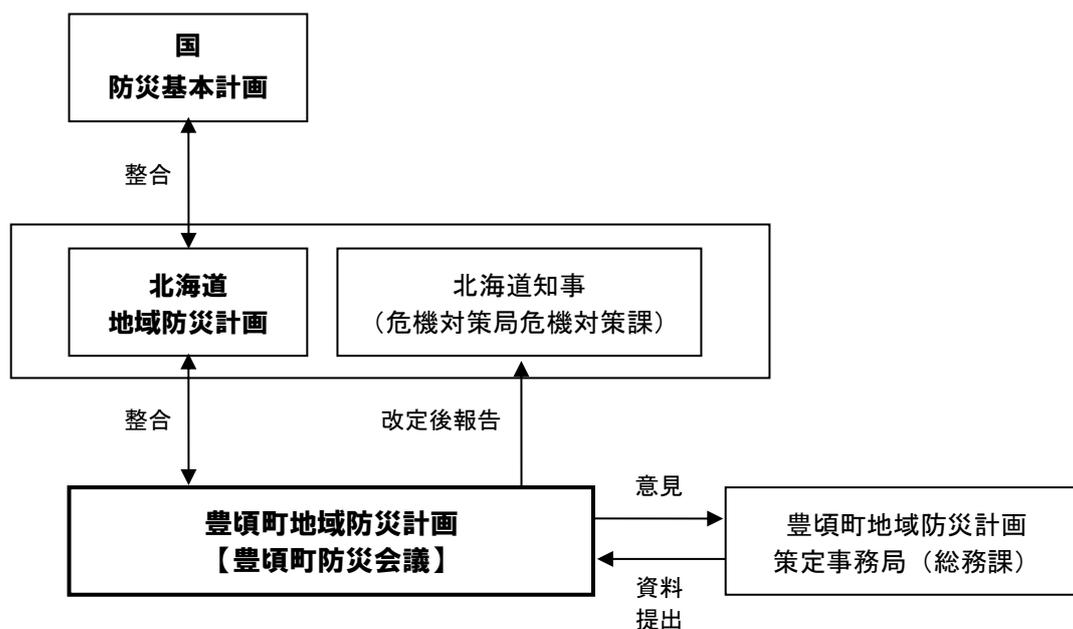
また、本計画の策定に当たっては、国の「防災基本計画」及び北海道の「北海道地域防災計画」と相互に関連性を有し、かつ、地域特性等を考慮した計画としなければならないこととなっている。

【参考：災害対策基本法第 42 条第 1 項】  
（市町村地域防災計画）

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

## 2 豊頃町地域防災計画の位置付け

豊頃町地域防災計画の位置付けは、次のとおりである。

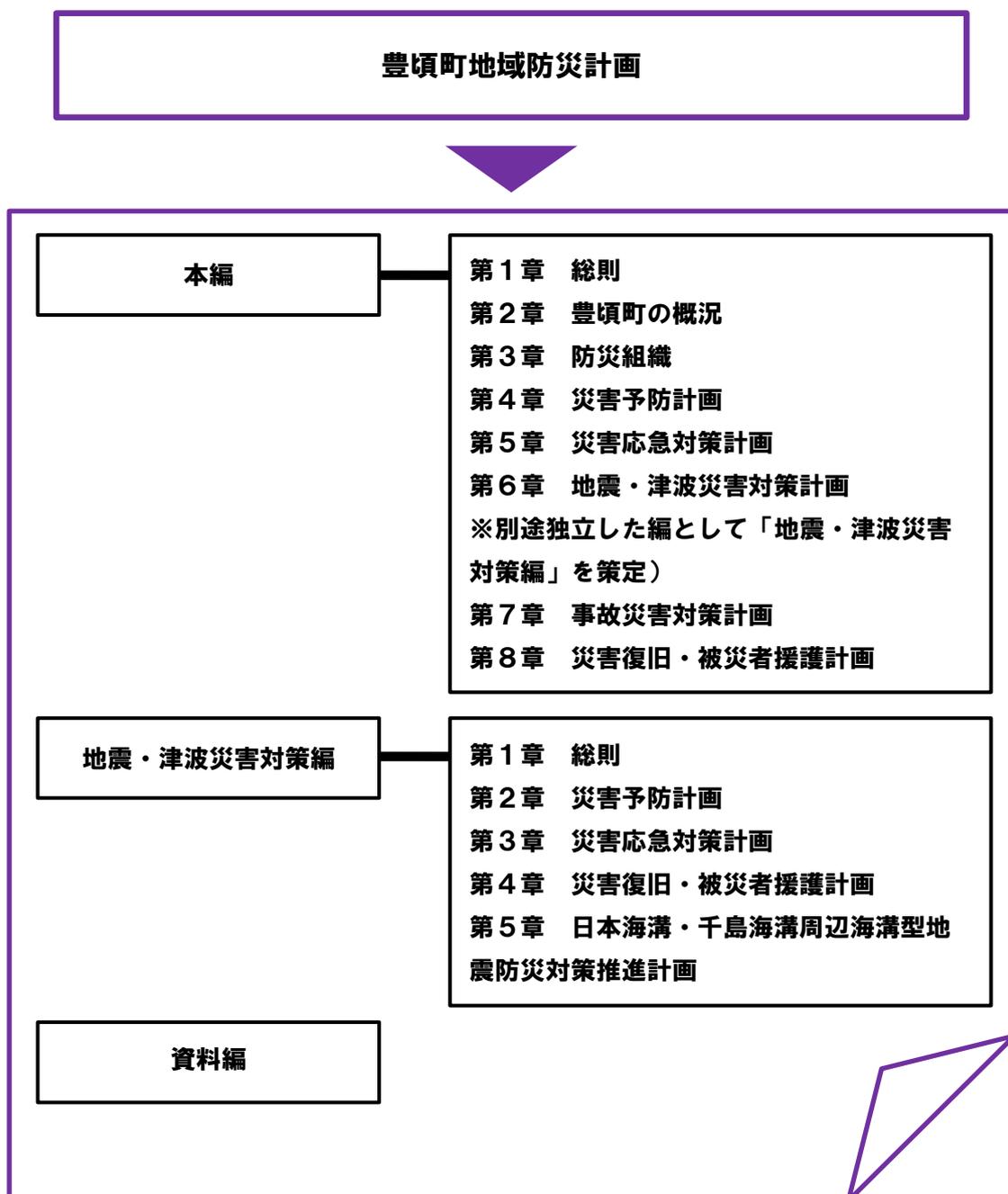


### 3 豊頃町地域防災計画改定の基本的考え方

- 最新の北海道地域防災計画の内容（令和5年3月公表予定）を反映し、北海道計画との整合を図るため、豊頃町地域防災計画の改定を行う。
- 町の行政組織の改正等にあわせた時点情報の更新・修正等を行う。
- 災害対策基本法などの最新の防災関連法令の改廃等による修正等を行う。

### 4 豊頃町地域防災計画の体系

豊頃町地域防災計画は、「本編」、「地震・津波災害対策編」及び「資料編」で構成する。



## ◎豊頃町地域防災計画の主な改定事項

### 1 「本編」の主な改定事項

#### 第1章 総則

節	主な改定内容
【第1節】 計画の目的	●北海道地域防災計画に準じて、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に資する旨の記載を追加。
【第3節】 計画推進に当たっての基本となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民の主体的な判断・行動のため「自らの命は自らが守る」意識の徹底や住民主体の取組の支援・強化に関する記載の追加。</li> <li>●計画推進に当たっての基本となる事項として、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進に関する記載の追加。</li> <li>●計画推進に当たっての基本となる事項として、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底について追加。</li> </ul>
【第6節】 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北海道地域防災計画に基づく事務又は業務内容の修正。</li> <li>●機関名の変更に伴う修正等。</li> </ul>
【第7節】 住民及び事業所の基本的責務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●備蓄品としてポータブルストーブや携帯電話充電器を追記するなど、北海道地域防災計画の修正を踏まえた修正。</li> <li>●地区居住者等が作成する地区防災計画と町地域防災計画との整合や一体的な運用が図られるよう努めるなど、住民及び事業者による地区内の防災活動の推進に関する項目の追加。</li> </ul>

#### 第2章 豊頃町の概況

節	主な改定内容
【第1節】 自然条件	●時点情報の更新・修正。

### 第3章 防災組織

節	主な改定内容
【第2節】 災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町災害対策本部等の非常配備体制の基準について最新の内容に修正。</li> <li>●町の組織機構の改正に伴う更新・修正等。</li> </ul>
【第3節】 気象業務に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水防法及び気象業務法の改正を踏まえた気象に関する予報及び警報等の種別の見直し。</li> <li>●防災気象情報における警戒レベル（警戒レベル1～警戒レベル5）、気象庁が公表するキキクル（災害危険度の予測情報）に関する記載の追加。</li> </ul>

### 第4章 災害予防計画

節	主な改定内容
【第1節】 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成に努める旨の記載の追加。</li> <li>●地域防災力向上のため、体系的な防災教育訓練の提供、学校における避難訓練と合わせた防災教育の実施、防災と福祉の連携による高齢者の避難行動への理解促進等に努める旨の記載の追加。</li> </ul>
【第4節】 相互応援（受援）体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設を把握しておく旨の記載の追加。</li> <li>●行政・NPO・ボランティア等の三者による平常時からの連携の推進や災害時におけるボランティア活動の環境整備に努める旨の記載の追加。</li> </ul>
【第6節】 避難体制整備計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知と安全な場所にいる人まで避難の必要はないことや親戚・知人宅への避難も選択肢であること等、避難情報への理解の促進に努める旨の記載の追加。</li> <li>●住民の安全を確保するために必要な避難誘導體制の構築や指定緊急避難場所の確保、指定福祉避難所の指定などについて記載内容の追加・整理。</li> </ul>

## 第5章 災害応急対策計画

節	主な改定内容
【第3節】 災害広報・情報提供計画	●災害時の氏名等の公表に係る取扱いに関する記載の追加。
【第4節】 避難対策計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町における避難指示等の発令に当たり、必要に応じ、気象防災アドバイザー等による助言等を活用して適切に判断を行う旨の記載を追加。</li> <li>●避難指示等の発令に当たって対応する警戒レベルの基準の明確化。</li> <li>●指定緊急避難場所の開設、指定避難所の開設、広域避難に関する記載の追加。</li> <li>●指定避難所の運営管理等について、家庭動物のためのスペースの確保対策、女性や子ども等の安全への配慮、感染症対策に関する記載の追加。</li> <li>●北海道内と北海道外における広域一時滞在について、北海道地域防災計画の修正等を踏まえた文章の整理・修正。</li> <li>●指定避難所及び指定緊急避難場所に関する情報の更新・修正。</li> </ul>
【第5節】 応急措置実施計画	●北海道地域防災計画の修正等を踏まえた文章の整理・修正。
【第9節】 輸送計画	●ヘリコプター発着可能地に関する情報の更新・修正。
【第10節】 食料供給計画	●米穀等の確保に関する要領改正による記載内容の修正。
【第17節】 医療救護計画	●町を実施主体とした記載内容になるよう文章内容全体の見直し・修正。
【第20節】 家庭動物等対策計画	●災害発生時に飼い主が動物を伴い、安全な場所まで非難する「同行避難」に関する記載の追加。

## 第7章 事故災害対策計画

節	主な改定内容
【第7節】 大規模停電災害対策計画	●大規模停電災害を未然に防止し、又は被害を軽減するための大規模停電災害対策の新設。

## 第8章 災害復旧・被災者援護計画

節	主な改定内容
【第2節】 被災者援護計画	●航空写真や被災者撮影の写真等を活用するなど、住家被害の調査・判定の早期実施に努める旨の記載の追加。

## 2 「地震・津波災害対策編」の主な改定事項

### 第1章 総則

節	主な改定内容
【第8節】 町における想定地震・津波	●国が令和2年4月に公表した「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル」に基づく本町における最新の津波浸水予測とあわせて、北海道が令和4年6月に公表した本町における最新の被害想定に関する記載の追加。

### 第2章 災害予防計画

節	主な改定内容
【第3節】 地震・津波に関する防災知識の普及・啓発	●学校等教育関係機関における防災思想の普及等に関する記載の追加。

### 第3章 災害応急対策計画

節	主な改定内容
【第2節】 地震・津波情報の伝達計画	●地震・津波に関する情報の種別について文章内容の整理・修正。

## 第5章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

節	主な改定内容
全体	●日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画の変更を踏まえた修正。
【第4節】 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	●交通対策の津波浸水区域内の改修整備すべき避難路に、国道336号津波指定緊急避難場所及びトンケシ津波指定緊急避難場所に接続する避難路を追加。
【第5節】 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	●地震防災上緊急に整備すべき施設等の避難路の整備に、国道336号津波指定緊急避難場所及びトンケシ津波指定緊急避難場所に接続する避難路、林道大津長節線（防災協定を締結した私道等を含む。）を追加。 ●避難階段に加え、避難タワー及び津波救命艇を追加。
【第9節】 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項	●Mw7.0以上の地震が発生した後、数日程度において、Mw8クラス以上の地震が続いて発生するなどの実例があるため、住民への周知等を追加。
【第10節】 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	●津波避難対策緊急事業を行う地区ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間を追加。

### 3 その他、全体を通じて

節	主な改定内容
—	●時点情報の修正・更新等。
—	●避難勧告及び避難指示の一本化等、避難情報を見直し。 ●「避難準備情報」の名称変更等に伴う名称の修正等。 「避難準備・高齢者等避難開始」→「高齢者等避難」 「避難勧告」又は「避難指示（緊急）」→「避難指示」